CRPD/C/NLD/Q/1

**オランダ　初回審査　事前質問事項\***

障害者権利委員会

2022年4月

（ＪＤ仮訳）

**Committee on the Rights of Persons with Disabilities**

**List of issues in relation to the initial report of the Netherlands\***

\*　第15回会期前ワーキンググループで採択(2022年3月28日～4月1日)

**A. 目的および一般的義務（1～4条）**

1. 以下のために締約国がとった措置について、委員会に報告してください。

(a) 「障害または慢性疾患を理由とする平等な取り扱いに関する法律」を含む国内法、公共政策および市町村条例における障害の用語および概念を、特に障害の医学的モデルおよび無能力アプローチを障害の人権モデルに置き換えることによって、条約と完全に調和させること。

(b) 市町村間の不平等を是正し、条約に規定された障害のある人の権利の実施に関する共通の基準を作成することを目的として、オランダのカリブ海領域を含む国および市町村の法規を調和させること。

(c) 「無制限参加」（unlimited participation）メカニズムの有効性を評価し、フォローアップ計画を策定すること。

(d) 地方政策への障害者団体の参加を保証するために、すべての市町村がインクルージョン計画を策定するという法的要請を監視し、実施すること。

(e) 条約に関連する法律、政策、その他の措置の策定、実施、監視、および障害のある人に関係する事項に関する協議と意思決定プロセスにおいて、障害のある人とその代表団体がより体系的かつ多様に関与することを保証すること。

(f) 障害のある人の権利に関する条約の選択議定書を批准すること、そして、いつ批准されるかの情報を含めること。

(g) 委員会が一般的意見第6号（2018年）で概説した条約とその原則および障害の人権モデルを完全に実効化するために、特に第12条および第14条に関する条約の批准時に行った解釈宣言を見直し、撤回すること。

(h) オランダのカリブ海領域における条約および差別禁止法の実施を確保すること。

2. 以下について、委員会にお知らせください。

(a) 締約国報告書のパラグラフ26に述べられているように、条約のどの条項が、「個々のケースにおける解決策を規定するには正確さも具体性も不十分」で「オランダにおいて直接的な効果を持たない」ように見えるか。

(b）障害者評価制度、障害者認定・支援受給メカニズム、障害者評価制度を規制する法的枠組み、障害者支援制度の理論的根拠。

(c）締約国報告書パラグラフ48項で言及されている個人医療予算（personal health-care budgets）は、医療提供者によって管理され、医療に関することのみに使用されているかどうか。

(d) あらゆる行政レベルの司法関係者、政策立案者、公務員、医療関係者及び教育者を含む、障害のある人とともに働くすべての専門家に提供される義務的研修プログラムに、条約の下での締約国の義務に関する体系的研修を組み込むためにとられた努力及び研修プログラムへの障害者団体の関与の程度について。

**B. 特定の権利（第5条〜第30条）**

**平等と無差別（第5条）**

3. 以下について委員会に報告してください。

(a）合理的配慮の拒否が障害を理由とする差別の一形態として認識されているか、また、合理的配慮が法的に定義され、締約国の生活のあらゆる領域で提供されているかどうか。

(b) カリブ海地域のオランダで差別禁止法が採択されるまでの時間枠。

(c)締約国の差別禁止法が、障害のある人に対する多重差別、交差差別、関係者であることを理由とした差別、ハラスメントを明確に禁止しているかどうか。

(d) 障害を理由とする差別の被害者に対する法的救済と賠償メカニズムのアクセシビリティと有効性を確保するためにとられた措置、および違反者に対する罰則。

**障害のある女性（第6条）**

4. 以下について委員会に報告されたい。

(a）男女平等、家庭内暴力、性的暴力、障害に関するものを含む、障害のある女性の権利を保護するためのすべての政策、プログラム、措置、また、障害のある女性の地位向上と権利強化を目的としたものが、障害のある女性および少女の権利を（確実に）保証するために取られた措置。

(b）障害のある少女と女性および家庭内暴力と性的暴力の被害者のための支援センターとシェルターの利用可能性とアクセス可能性。

(c) 障害のある女性に対する性的暴力の報告事例（年齢と機能障害の種類別に集計）、起訴と有罪判決、および罪名と制裁の数。

**障害のある子ども（第7条）**

5. 委員会に以下の事項を知らせてください。

(a) 障害のある子どもの最善の利益という概念を適用する際に、障害に関する人権モデルがどの程度考慮されているか。

(b) 障害のある子どもを施設に収容することを防止するためにとられた措置。

(c) 拘留所や難民センターで専門的なサービスを受けている障害のある子どもや、人身取引の被害者について、また、彼らに提供される便宜について監視すること。

**意識啓発（第8条）**

6. 特に社会における様々な機能障害に関連したスティグマ、固定観念、偏見、有害な慣習、否定的な態度、いじめ、憎悪犯罪と闘うことを目的としたメディアを通じて行われるものを含む公共の啓発キャンペーンについて、また、この事業における障害者団体の関与について委員会に報告されたい。

**アクセシビリティ（第9条）**

7. 以下の点について情報を提供してください。

(a) 環境・計画法が2021年に発効したかどうか、物理的環境、交通、情報、通信のアクセシビリティに関連する「適切な空間計画」の規定と概念、その実施と独立した監視を確保するための保護措置に関すること。

(b) ユニバーサルデザインとアクセシビリティ基準を建築建設令、すなわち2012年の建築令と市町村計画法に統合すること、およびアクセシビリティ要件をすべての公共調達協定の法的要件に組み込むことの進捗状況。

(c) 身体障害のある人、知的障害のある人、精神障害のある人、視覚障害のある人、聴覚障害のある人、自閉症者のための物理的環境、交通、情報通信、商品・サービスのアクセシビリティの確保を目的とした国および市町村レベルのプログラム、特にそのプログラムへの資金の割り当て。

**危険な状況および人道的緊急事態（第11条）**

8. 以下のためにとられた措置に関する情報を提供してください。

(a) 国際的な保護を求めるウクライナの障害のある人を含む難民や移住の状況を含む災害リスク対応と人道的緊急事態のプロトコルに、すべての障害のある人の要求を組み込むこと。

(b) COVID-19対応・復興計画に関する意思決定プロセス、およびCOVID-19対応・復興計画への障害の主流化に関して、障害者団体を積極的に関与させ、緊密に協議すること。

(c) 「災害リスク軽減のための仙台枠組み2015-2030」に沿って、障害者団体との協議により、包括的で利用しやすい災害リスク軽減戦略および緊急対応策を策定すること。

**法の下での平等な承認（第12条）**

9. 保護管理、メンター、後見などの代替意思決定制度を廃止し、障害のある人の自由と平等を他者と同等に守り、障害のある人の意思と好みを尊重する支援付き意思決定に置き換えるための進捗状況について、委員会に報告してください。

10. 保護管理、メンター、後見などの代替的な意思決定体制の下にある人について、年齢、性別、機能障害の種類ごとに集計したデータを提供してください。

**司法へのアクセス（第13条）**

11. 以下のためにとられた措置に関する情報を提供してください。

(a) 司法へのアクセスに関する国内法において、すべての障害のある人、特に法的能力を奪われた人に配慮する義務を含む、手続上および年齢相応の配慮を確保すること。

(b) すべての司法手続において、利用しやすい資料、コミュニケーションおよび情報の提供を確保すること。

**身体の自由と安全（第14条）**

12. 以下についての情報を提供してください。

(a) 精神科医療施設における強制および障害のある人の非合意の治療を認める規定を撤回するためにとられた措置、およびそのような規定を維持する残存または新たな法律について。

(b) 障害のある人が自由の剥奪や非合意の治療に対して異議を申し立て手続きを利用できるようにするためにとられた措置。

(c) 障害のある人の自由と安全に対する権利を他の者と同等に確保するために実施されている法的保護措置、および法医学的精神医学的環境を含む、精神医学的環境における障害のある人の自由の剥奪のすべての事例を検討しデータを提供するためにとられた措置について。

(d) 国は、精神医療の範囲において、地域社会に根ざした回復志向の措置を使用し、「行動予測に関するリスク評価システム」の使用を中止する意向があるかどうか。

(e) 拘留場所で及び釈放時に、自由を奪われた障害のある人のアクセシビリティ及び合理的配慮の提供を確保するためにとられた措置（締約国のカリブ海領域を含む）。

(f) 自由を奪われ、非合意の治療を受けている障害のある人に関する、性別、年齢、機能障害の種類、施設の種類、拘禁期間別に集計されたデータ。

(g) 締約国が、条約第14条に基づく義務および障害のある人の自由と安全に対する権利に関する委員会のガイドラインに導かれるつもりであるかどうか、また、強制収容および強制治療に関する精神障害のある人の人権および尊厳の保護に関する生物学および医学の応用に関する条約への追加議定書の草案の採択に反対するつもりがあるかどうか。

**拷問又は残虐な、非人道的な若しくは品位を傷つける取扱い若しくは刑罰からの自由（第 15 条）。**

13. 以下のためにとられた措置に関する情報を提供してください。

(a) 国のカリブ海領域を含む精神病院および社会的ケア施設で自由を奪われている障害のある人に対する、非合意の投薬および電気けいれん療法を含む身体的および化学的拘束の使用を完全に禁止すること。

(b) 自由を奪われた人が独立した監視および苦情申し立て機構を利用できるようにし、拷問および虐待の被害者が、リハビリテーションを含む救済および適切な補償を受ける権利を有し提供されるようにすること。

(c) 青少年施設における子どもの処遇に関して拷問禁止委員会が表明した懸念に対応し、特に、そのような施設に収容されている障害のある子どもに関する情報を提供すること。

**搾取、暴力及び虐待からの自由（第16条）**

14. 以下についての情報を提供してください。

(a) 障害のある人に対する暴力・虐待を防止し、早期発見を確保するためにとられた措置（学校環境を含む）、および障害のある人が利用しやすい形式での情報提供。

(b) 障害のある女性や子ども、特に少女を含む障害のある人に対する暴力や虐待のすべての事例が、性別や年齢に配慮した形で特定、記録、効果的に調査、起訴されることを確保するためにとられた措置。

(c) 障害のある人、特に差別的状況にある人およびまだ施設で生活している人にアクセシブルで、利用できる緊急避難所を含むサービス。あらゆる形態の搾取、暴力および虐待を防ぐための措置。定期的な強制検査が行われ、報告・苦情処理メカニズムと救済措置がまだ施設で生活している障害のある子どもを含む障害のある人に利用できるようにするためにとられる措置。

(d) 障害者団体の関与のもとでの、精神科施設および居住施設の体系的かつ独立した監視。

(e) 障害のある少女と女性の性的搾取を含む、知的障害のある人の搾取と人身売買を防止するためにとられた措置。

(f) 「子どもの権利委員会」が締約国に勧告した、精神保健施設および代替ケアの場における懲罰的手段としての隔離および拘束の使用を禁止するためにとられた措置。

**人の完全性の保護（第17条）**

15. 障害のある人（特にインターセックスの人、代理決定制度の下にある人、およびろうの子ども《人工内耳に関して》）に対して行われる不妊手術、中絶、その他の不可逆的な治療や介入が、自由意志と情報に基づく同意なしに行われないことを確保するためにとられた措置について、委員会に報告してください。

**移動と国籍の自由（第18条）**

16. 以下のためにとられた措置について委員会に報告されたい。

(a) 障害のある亡命希望者と難民、特に障害のある子どもたちのために、国境検問所、受付および宿泊施設において、アクセス可能で理解しやすい情報提供手段とコミュニケーション手段を確保し、アクセス可能な合理的配慮を確保すること。

(b) ウクライナからの到着者を含む障害のある難民を、彼らを支援している市民社会組織の能力強化の支援を通じて、支援し、受け入れること。

(c) 障害のある亡命希望者及び難民について、性別、年齢、機能障害の種類別にデータを収集すること。

**自立して生活し、地域社会に含まれること（第19条）**

17. 以下についての情報を提供してください。

(a) すべての障害のある人、特に障害のある子ども、知的障害のある人、精神障害のある人の完全な脱施設化が達成される時間枠の詳細と、彼らの地域社会への完全な包摂と参加を促進するための措置を含む脱施設化政策を策定するためにとられた措置。

(b) 住宅の利用可能性、および、代替意思決定制度の下に置かれた人を含め、障害のある人が地域社会での生活形態を自由に選択する権利、どこで誰と暮らすかを選択する権利を、その住宅の利用可能性がどの程度保証しているか。

(c) パーソナルアシスタンス・プログラムが、障害のある人（代理決定制度の下に置かれている人を含む）に、地域社会で自立して生活することを可能にする十分な経済的支援を提供し、市町村当局が適用する基準の差異が最小限に抑えられるようにするためにとられた措置。

(d) 未だ入所施設に居住している障害のある人（障害のある子どもを含む）の数。

**個人の移動（第20条）**

18. 障害のある亡命希望者および難民を含む障害のある人が、希望する方法および時間に、高品質の支援機器および器具、ならびに生活支援および仲介の形態にアクセスでき、かつそれを購入する余裕があることを確保するためにとられた措置について情報を提供してください。

**表現及び意見の自由並びに情報へのアクセス（第21条）**

19. 以下についての情報を提供してください。

(a) 生活のあらゆる分野における手話言語の認知度及び範囲における進歩。

(b) すべてのろう者のための手話言語通訳の利用しやすさを向上させるための措置、および手話言語通訳者に提供される訓練を強化するための措置。

(c) 点字、手話言語、わかりやすい版、シンボルシステム、誘導ループ、字幕、音声記述、文字起こしなど、障害のある人にとって利用しやすい様々なコミュニケーションの手段、方法、形式の開発および活用。

(d) World Wide Web Consortium's Web Accessibility Initiativeの基準に従って、インターネットのコンテンツへの完全なアクセスを保証するためにとられた措置。

**プライバシーに対する権利（第22条）**

20. 医療施設におけるカメラを含むプライバシーに関する法律の見直しと、機能障害に関する医療ファイルを含む個人データの保護について、障害者団体と行った協議について、委員会に報告してください。

**家庭及び家族の尊重（第23条）**

21. 以下についての情報を提供してください。

(a) 障害のある人が他の人と世帯を共有している場合、その人に対する補助金または障害者給付金を減額する法律および規則の影響評価。

(b) 介護や支援に貢献する目的で世帯に提供される所得依存型拠出金の範囲、および家族と生活する障害のある人の意思決定に対するそれらの拠出金の影響について。

(c) 高度の支援を必要とする障害のある子どものいる家庭に対する、障害を理由とする子どもの親からの分離を防止するための居宅支援措置及び地域密着型サービス。

(d) 障害のある子どもをあらゆる種類の施設に入れることを防止するための措置、及び障害のある子どもの家庭生活を促進し提供するための措置。

**教育（第24条）**

22. 以下について情報を提供してください。

(a）二重教育制度を廃止し、インクルーシブ教育制度を実施する計画、及びすべての障害のある子どものためのインクルーシブ教育のための明確な目標と割り当てられた予算を伴う戦略を構築する計画。

(b) 障害のある子どもが一般の学校で教育を受けることを拒否されることを、差別の一形態として認識する計画。

(c) 障害のあるすべての子どもが地域社会の一般学校に通えるようにするためにとられた措置、および一般教育制度における障害のある子どもに対する必要な支援、特に合理的配慮の提供を確保するためにとられた措置。

(d) 障害のある子どもおよび成人のための職業教育および高等教育を含むインクルーシブな高等教育へのアクセスを確保するためにとられた措置。

(e）インクルーシブ教育に対する障害のある子どもの権利、インクルーシブ教育の方法、補強的・代替的なコミュニケーションの方法・手段・形式、教育技術・教材について一般教育教員に提供された研修。

(f) 一般教育制度内の特別支援学校および特別支援学級を含む特別教育環境における障害のある子ども、および一般教育制度における障害のある子どもに関する、年齢、性別、機能障害の種類別に集計されたデータ。

**健康（第25条）**

23. 締約国報告書のパラグラフ268及び269に示された、胎児の機能障害を発見するための妊婦の出生前検診の合理性について、また、障害予防が障害の医学的モデルの措置であり、条約の規定ではないことを締約国が認識しているかどうか、委員会に報告されたい。

24. 以下のためにとられた措置に関する情報を提供してください。

(a) すべての障害のある人が、婦人科、歯科、その他のヘルスケアサービス、施設、アメニティ、機器を含むヘルスケアにアクセスできるようにすること（障害のある女性および少女のための特定のアクセス可能なアメニティおよび機器の提供を含む）。

(b) 特に、精神障害のある人のために、ヘルスケアサービスを利用するのに必要な待ち時間を短縮すること。

(c) すべての障害のある人の人権、尊厳、自律性及び要求事項についての認識を高めることを含め、他の者に提供されるものと同質のヘルスケアサービスを障害のある人に提供することを目的として、ヘルスケア専門家の訓練及び倫理基準の公布を促進すること。

**労働と雇用（第27条）**

25. 以下についての情報を提供してください。

(a) 障害のある人の就業率（年齢、性別、機能障害の種類別に、公開労働市場および保護された雇用の両方において）、および失業中の障害のある人について。

(b) 2018年に開始された割当雇用制を含む、公開労働市場における障害のある人のインクルーシブな雇用を促進するためにとられた措置、及び職場と公開労働市場において障害のある人に合理的配慮が提供されることを保証するためにとられた措置に関すること。

(c) 国の報告書のパラグラフ291で言及された「職業的障害のある人」の定義。

(d) 障害のある人の失業率を減少させ、障害のある女性が直面する男女賃金格差を縮小するためにとられた措置。

**相当な生活水準及び社会的保障（第28条）**

26. 以下のためにとられた措置に関する情報を提供してください。

(a) 貧困と社会的保障に関するデータの収集と公表に障害を含めること（性別、年齢、教育水準、民族・国籍、機能障害の種類、居住形態別に細分化）。

(b) 障害のある人が直面する所得の不平等に取り組むこと。

(c) 精神障害のある人のホームレス問題に取り組むこと。

**政治的及び公的生活への参加（第29条）**

27. 以下のためにとられた措置に関する情報を提供してください。

(a) 障害のある人、特に盲ろう者、知的障害・精神障害のある人、および代理意思決定制度の下に置かれた人の投票手続き、施設、資料、選挙キャンペーンへのアクセスを確保すること。

(b) 障害のある人、特に障害のある女性の公務および政治生活への参加を促進し、支援すること。

**文化的生活、レクリエーション、余暇及びスポーツへの参加（第30条）**

28. 文化的生活、レクリエーション、余暇およびスポーツへの障害のある人の参加を妨げている障壁を特定し、すべての障害のある人が他の人と平等に文化的生活、レクリエーション、余暇およびスポーツに参加することを促進するためにとられた措置について委員会に報告されたい。

**C. 特定の義務（第31条〜第33条）**

**統計及びデータ収集（第31条）**

29. 以下について委員会に報告してください。

(a) データの体系的な収集、報告および普及を増加させる努力、ならびに、この点に関するすべての公的機関、国家機関および障害者代表組織の間の調整に関する努力。データは、カリブ海の領土を含む締約国全体を包含し、機能障害の種類、性別、性自認、年齢、農村部と都市部、施設環境を含む居住形態、民族と国家背景、社会経済的状況、障害のある人の貧困レベル、障害のある人に対する暴力、雇用状況、移住状況、生活の様々な分野への参加によって細分化されるべきである。

(b) 障害のある人の代表的な組織がデータ収集のプロセスに関与する形式及び程度。

**国際協力（第32条）**

30. 欧州構造投資基金および持続可能な開発のための2030アジェンダを含む国際協力活動の計画および監視への障害のある人およびその組織の完全かつ効果的な参加を確保するためにとられた措置に関する情報を提供してください。

**国内での実施と監視（第33条）**

31. 以下についての情報を提供してください。

(a) 政府のすべての部門および生活のすべての分野、特に司法および保健分野において、条約に基づく義務を主流化するために、条約の実施の中心的な役割を担うものとして指定された保健・福祉・スポーツ省の人的、財政的および技術的資源（締約国のカリブ海地域も含まれる）。

(b）条約の監視及び実施において、障害のある女性の団体を含む障害のある人の団体の完全かつ効果的な参加を確保するための措置。

（翻訳：佐藤久夫、松井亮輔）